

# 筑西市議会総務企画委員会

## 会 議 録

(平成28年第4回定例会)

筑西市議会

## 総務企画委員会 会議録

### 1 日時

平成28年12月12日（月） 開会：午前10時 閉会：午前11時24分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

- 議案第70号 筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議案第71号 筑西市行政組織条例等の一部改正について
- 議案第72号 筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第73号 筑西市コミュニティプラザ条例の制定について
- 議案第76号 筑西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第77号 平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）のうち所管の補正予算
- 

### 4 出席委員

委員長	榎戸甲子夫君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	
委員	藤川 寧子君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 大山 知美君

---

委員長 榎戸 甲子夫

開 会 午前10時

○委員長（榎戸甲子夫君） ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をしてまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、条例議案5案、補正予算議案1案について、それぞれ所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） それでは、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

初めに、市長公室です。議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本委員会の所管について審査してまいります。

また、議案第77号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後採決したいと存じます。

それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち市長公室所管の補正予算について説明を願います。

広報広聴課から説明を願います。

大和田広報広聴課長。どうぞお座りください。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 広報広聴課の大和田です。よろしく申し上げます。私のほうからは、議案第77号のうち7ページになります。第3表、債務負担行為補正の中の広報広聴課担当の所管のものについての説明になります。

7ページ、中ほどより少し下のところになります。広報筑西印刷、期間は平成29年度、限度額が2,024万4,000円となっております。この債務負担につきましては、来年度に発行します「広報筑西ピープル」、1日号及び15日号、合わせて24回分の印刷業務につきまして今年度中に契約、発注等の処理が必要とされますので計上するものでございます。発行部数に関しましては、3万7,000部を予定しております。

説明のほうは以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れかえを願います。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 次に、総務部の所管の審査に入ります。

では、初めに、議案第70号「筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について」審査をしていきたいと思っております。

どうぞお座りください。

まず、総務課から説明を願います。

中林総務課長。

○総務課長（中林正貴君） それでは、早速説明させていただきます。議案第70号「筑西市議会議員及び

長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例を改正するものでございます。

条文でございます。条文につきましては、4条の改正でございますが、こちらは選挙運動用自動車の借入れの限度額を1日1万5,300円から1万5,800円に引き上げまして、選挙運動用自動車燃料代の限度額を1日7,350円から7,560円に引き上げるものでございます。

第7条、第8条の改正は、選挙運動用ポスター作成の1枚当たりの限度額を510円から525円に引き上げるものでございます。引き上げの額につきましては、3年に1度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しが行われ、平成26年4月に消費税5%から8%へ引き上げられたことに対応して決定されたものでございます。

次に、附則としまして、施行の公布の日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案第70号の採決をいたします。

議案第70号「筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第71号「筑西市行政組織条例等の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。総務課から説明を願います。

中林総務課長。

○総務課長（中林正貴君） それでは、説明させていただきます。議案第71号「筑西市行政組織条例等の一部改正について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、本庁舎のスピカビル移転に伴い、事務所等の位置が現本庁舎の位置となっているものにつきまして、移転後の本庁の位置に改正をするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。まず、第1条でございます。筑西市行政組織条例中に規定されております福祉事務所の位置を改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業施行に関する条例中に規定されております当該区画整理事業の事務所の位置を改めるものでございます。

次に、3条につきましては、筑西市消費生活センター条例中に規定されております消費生活センターの位置を改めるものでございます。同センターは、現在本庁舎北側の車両事務所の西側に位置してございま

すが、本庁舎の移転に伴い、スピカビル内に移転するものでございます。現在スピカビル3階の西側に移転をする予定でございます。

最後に、附則でございますが、裏面をごらんください。この条例の施行を規定するものでございまして、平成26年第2回定例会において議決をいただいております筑西市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の施行日と同日とするものでございます。平成28年2月13日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案第71号の採決をいたします。

議案第71号「筑西市行政組織条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第72号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

総務課から説明を願います。

中林総務課長。

○総務課長（中林正貴君） 説明させていただきます。議案第72号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」につきましてご説明申し上げます。

この議案の説明におきましては、条文が少々複雑となっております。また本議会におきまして総務部長よりご説明させていただいておりますので、私のほうからは別添資料をもとに説明させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この条例改正でございますが、平成28年度人事院勧告に伴いまして、市の一般職及び特別職の給与等の改正をするものが主なものでございます。

初めに、資料の1、人事院勧告に伴う給与改定、(1)、給与の改定でございます。こちらは一般職の給与について、民間との格差約0.17%を是正するため、給料月額を平均0.2%引き上げるものでございます。この改定によりまして、行政職給料表1級の初任給を1,500円引き上げるとともに、その他の職員につきましても400円程度引き上げとなります。

次に、(2)、賞与支給率の改定でございます。こちらは表に記載させていただきましたとおり、12月に支給されています一般職の勤勉手当の率及び特別職の期末手当率をそれぞれ0.1カ月引き上げるものでございます。なお、再任用の職員の勤勉手当率につきましては0.05カ月の引き上げとなっております。

次に移ります。(3)、扶養手当額の改定でございます。こちらにつきましては、配偶者にかかわる扶養手当の月額を現行の1万3,000円から段階的に6,500円に引き下げ、その引き下げ分を原資といたしまして、子にかかわる扶養手当の月額を現行の6,500円から段階的に1万円に引き上げるものでございます。なお、行政職給料表8級の適用を受ける職員につきましては、子を除く手当額を3,500円に引き下げるものでござ

ざいます。

次に移ります。(4)、介護休暇の分割取得と介護時間の新設等でございます。介護休暇の分割取得につきましては、1つの要介護状態ごとに3回以下、かつ合計6カ月以下の範囲で介護休暇を取得することが可能になるものでございます。そして、介護時間につきましては、1つの要介護状態ごとに連続する3年以下、1日につき2時間以下の範囲で勤務しないことを承認するものでございます。

また、育児を行う職員の早出、遅出勤務の対象となるこの範囲について特別養子縁組を請求し、介護を行う子等を追加するものでございます。

次に移ります。2番でございます。特別職の給料減額措置についてでございます。現在行っている市長、副市長、教育長の給料減額措置につきましては、平成29年3月31日までとしていることから、これを当分の間として減額措置を継続するものでございます。なお、現在の減額率は15%でございます。また、期末手当率を0.1カ月引き上げし、年間の支給率を3.25カ月とするものでございます。

なお、給与改正条例の施行日は、平成28年4月1日といたしまして、議決をいただければ12月27日に差額支給を行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長(榎戸甲子夫君) 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員(鈴木 聡君) 本会議で三浦議員がやっていたけれども、全体の説明としては、引き下げはないと。大体みんな上がるのだと。しかし、実際には配偶者の手当が大分減ってしまうのだよね。これは本会議では説明なかったような気がするのだけれども、こういうことは本当は把握していなくて、こういう資料として出てきたのですか。

○委員長(榎戸甲子夫君) ご答弁願います。

○総務課長(中林正貴君) ただいまの鈴木委員さんの質疑にお答えいたします。

こちらの見直しにつきましては、国の人事院勧告に伴い、市としても見直しを行ったものでございまして、国の人事院勧告の今回の法案概要の中に扶養手当の見直しというふうなタイトルがございまして、こちらでは配偶者にかかわる手当額を扶養親族と同額まで減額するというふうな、そのような考えで、またそれを原資に子供に対する手当に配分するというで見直しを行ったということでございます。

○委員長(榎戸甲子夫君) 鈴木委員、どうぞ。

○委員(鈴木 聡君) 中林さんと議論し合ってもあれですから、人勤という話で、それはそれでいいです。あとは決とるからね。

○委員長(榎戸甲子夫君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎戸甲子夫君) では、質疑を終結いたします。

これより議案第72号の採決をいたします。

議案第72号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、総務部総務課所管の補正予算について説明を願います。

総務課から説明を願います。

中林総務課長。

○総務課長（中林正貴君） それでは、説明させていただきます。議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、総務課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

最初に、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正でございます。款2総務費、項4選挙費、事業名、市長選挙費285万8,000円につきましては、平成29年4月に実施予定の市長選挙経費のうち、ポスター掲示板設営撤去委託料でございます。ポスターの掲示板設置から撤去までの間に、どうしても年度をまたがってしまうというふうな事情から繰り越し手続を行うものでございます。つけ加えますと、ポスターの掲示板の設置は、どうしても3月下旬ごろから準備をしないといけないという事情からによるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正の追加でございます。上から8行目になります。広報紙等配送委託でございます。611万3,000円になります。こちらは市の広報紙として各自治会自治委員宅等へ配送する委託でございます。平成29年度分の業務を債務負担として計上するものでございます。

次に、下から7行目の投票所交通整理委託38万9,000円から、その4つ下でございます。投開票事務委託29万8,000円の4件につきましては、4月実施予定の市長選挙の経費でございます。どうしても4月当初に業務を開始する必要があることから、今年度内に契約手続を行うために債務負担行為を行うものでございます。

それでは次に、18、19ページ、申しわけございません。ちょっと飛ばさせていただきます。18、19ページ、こちらは歳入の内訳になります。款21諸収入、項6目6節2雑入、説明欄、全国市長会市民総合賠償補償保険金95万円につきましては、補償保険金の対象事案が発生したことにより、全国市長会より補填されるものでございます。詳細につきましては、歳出のほうでご説明いたします。

次に、次ページ、20、21ページをお開き願います。こちらは歳出の内訳でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、一般管理一般事務費の市民総合賠償補償保険通院保険金負担金95万円でございます。こちらにつきましては、今ほど歳入において説明しました補償保険金の対象事案が発生したことによるものでございます。これにつきましては、10月20日に長瀆小学校で開催されました高齢者学級におきまして、参加された男性の方が突然意識がなくなり、残念ながら死亡なされた事案がございました。この件は、市の市民総合災害補償規則の対象となりまして、全国市長会市民総合賠償補償保険より全額補填されるものであることから、見舞金として101万円をお支払いするために補正をお願いするものでございます。

次に、一番下になります。項4選挙費、目3諸選挙費、説明欄、市長選挙費979万2,000円につきましては、平成29年4月に実施する予定の市長選挙の経費のうち、28年度中に着手する準備経費として補正をお

願いするものでございます。

次に、次ページをお願いいたします。22、23ページでございます。上段でございます。説明欄の住民情報システム（選挙管理）運営経費150万円につきましては、同じく市長選挙での準備作業として着手する必要がありますことから、住民情報システム電算処理業務を委託するために補正をお願いするものでございます。

それでは、次に給与関係経費に移ります。こちらにつきましては、20ページから33ページまででございます。一般職員の給与関係経費につきまして一部科目を除いて減額補正をお願いしているものでございます。平成28年度の当初予算は、平成28年1月1日の現員現給をもとに編成している関係上、同年4月1日付定期人事異動等による影響額の調整及び平成28年人事院勧告にかかわる給与改定影響額を調整するためにそれぞれの科目に計上させていただくものでございます。

ここで、人件費の増減の内訳をご説明いたします。お手数ですが、38、39ページのほうをお願いいたします。よろしいですか。こちら一般会計全体の給料等の増減額の明細になります。給料につきましては、(1)の給与改定に伴い682万5,000円の増になります。そして、(2)、その他の増減分として6,882万5,000円の減、差し引き6,200万円の減額補正となるものでございます。そして、職員手当につきましては、制度改定に伴い4,118万9,000円の増、その他の事由により4,090万円の減、差し引き28万9,000円の増額補正となります。なお、共済費につきましては、合計で3,140万2,000円の減額補正となっておりますところでございます。

次に、20、21ページにお戻り願います。まず、上のほうでございます。款1、項1、目1議会費、説明欄、議員報酬関係経費でございますが、期末手当の支給割合の引き上げに伴い、99万8,000円の増額補正となるものでございます。

続いて、その下になります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、特別職給与関係経費は、市長、副市長の期末手当の支給割合の引き上げ0.1カ月分増に伴う分の増と、当初予算と支出見込み額との差額の減等により168万7,000円の減額補正となるものでございます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。こちらは款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、説明欄、特別職給与関係経費は、教育長の期末手当の支給割合の引き上げに伴い5,000円の増額補正となります。

なお、今回の給与関係補正につきましては以上となりますことから、各課からの人件費等の説明は省略させていただきたいと存じます。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第73号「筑西市コミュニティプラザ条例の制定について」審査をしていきたいと存じます。

では、契約管財課から説明を願います。

日向契約管財課長。



○契約管財課長（日向裕次君） 契約管財課長の日向です。よろしく申し上げます。議案第73号「筑西市コミュニティプラザ条例の制定について」ご説明いたします。

この条例を制定する背景及び理由といたしましては、来年2月に予定する現本庁舎のスピカビルへの移転に伴い、本庁機能を一体化させるほか、スピカビルにおいて駅前市街地を活性化させ、にぎわいを創出するという目的がございます。その目的のために、スピカビルが市民の文化教養、福祉の増進に寄与するだけでなく、市民の交流の場として多目的に活用されるようにコミュニティプラザホール、その他の施設の設置するものでございます。

次に、条例の主な条項についてご説明いたします。第1条の趣旨規定から第4条の職員の規定までは、施設の設置及び管理に関する基本的事項であります。特に、第2条の設置規定の第2項各号では、設置する施設をスピカビル6階のコミュニティプラザホール、地下1階の多目的スペース、会議室といたしました。コミュニティプラザホールにあつては、スピカビル改修に合わせて舞台機構設備の改修工事を施し、発表会や催し事などに利用しやすくしてございます。また、地下1階の文化ギャラリーの代替施設としての多目的スペースと会議室は、にぎわい創出のため新たに設置するものでございます。

次に、第5条の使用の許可規定から第12条の使用者の義務規定までは、行政財産として使用の許可関係を規定しております。

第7条の使用料の規定につきましてご説明いたします。4ページの別表をごらんいただきたいと思います。1、施設の使用料でございますが、スピカビル6階のコミュニティプラザホールにつきましては、これまで一般の貸し出しは午前と午後としておりましたが、夜間についても貸し出しをいたします。使用料は、それぞれ午前6,000円、午後8,000円、夜間6,000円。1時間当たりになりますと2,000円でございます。

地下1階の多目的スペース東区画・西区画と会議室につきましては、午前と午後の貸し出しとなります。使用料でございますが、多目的スペース東区画・西区画につきましては、1区画使用につき午前3,000円、午後4,000円、1時間当たりになりますと1,000円となります。会議室につきましては、B101が午前600円、午後800円、1時間当たり200円、その約半分の広さとなりますB102、103につきましては、1室使用につき、午前300円、午後400円、1時間当たり100円となります。なお、会議室は可動式の間仕切りとなっており、1室として利用することが可能でございます。

また、本市の区域外に住所を有する使用者に係る使用料につきましては、1.5倍に相当する額、営利または宣伝を目的とする商行為のための使用であつて、入場料等を徴収しない場合は2倍に相当する額、徴収する場合は3倍に相当する額としております。

2、附属設備器具使用料でございますが、コミュニティプラザホールの舞台の照明設備一式につきましては、午前、午後、夜間それぞれ2,000円、音響設備一式及びグランドピアノにつきましてはそれぞれ1,000円、多目的スペースのスポットライトにつきましては、1区画につき午前300円、午後400円としております。

なお、2以上の時間帯を使用する場合の使用する時間帯間の時間の施設及び附属設備器具使用料は、その前後の時間帯に含まれたものとみなすとしております。

第8条、使用料の減免にありましては、市内の公民館等の施設利用規則の減免規定に合わせて、公用、

公益事業等の場合の減免規定を規則で定めてまいります。

次に、第13条は損害賠償の規定であり、第14条は市規則への委任規定でございます。

最後に、附則として、条例の施行を平成29年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） この料金に対して消費税はかからないのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 消費税はかからず、この使用料だけで考えてございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 収容できる人数の最大限、普通その利用する目的によってテーブルとか出すと、もちろん少なくはなってしまうかと思うのですけれども、通常的にコミュニティプラザ、それというのはどのぐらい、普通にイベント等をやるときに、例えば全員が椅子でという形になったときの収容できる人数と、あと会議室なんかは普通にテーブル出して、何人ぐらいの会議だったら対応できるのかというのをちょっと伺いたいのですけれども。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） お答えいたします。

コミュニティプラザにつきましては、260席がございます。また、会議室でございますが、広い101号室のほうは約30名程度、また102、103号室につきましては面積が半分でございますので、約半分程度の人数となります。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） このコミュニティプラザホール、設備費のほうは大体同じなのだよね。多目的スペースのほうで100円違うだけで。だが、施設の使用料、コミュニティプラザホールが2,000円の差、多目的スペースが1,000円の差、会議室が200円、この下の会議室が100円、この差は何のためなのか、これ。どうしてこのような差ができたのでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） やはり場所の大きさ等を考えまして、あとはほかの公民館施設等の利用料も参考にして使用料の設定はしてございます。

○委員（赤城正徳君） その差は午前と午後で違うのだよね。その差は何でしょうかと。

○契約管財課長（日向裕次君） 午前と午後の違いでございますが、これは時間帯、午前は9時から正午までの3時間、午後は1時から5時までの4時間ということで、時間の差が、それで使用料が違っているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

後列、後ろの2番目の方はどなたという方。今後ろを向いた。後列2番目の方。あなた体ぐあいが悪いの。さっきからずっと下、見通しただけけれども。おたくだ、おたく。眼鏡かけている。

（「いえ」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 医者へ行ってきなさい、すぐに。医者へ行ってきなさい。目も悪そうだから、目をぱたぱた、ぱたぱたしていて。1人だけ気になってしょうがない。出て行きなさい。医者へ行ってきな、早く。調子が悪いようなら。

では、質疑を終結いたしましたので、これより議案第73号の採決をいたします。

議案第73号「筑西市コミュニティプラザ条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、総務部契約管財課所管の補正予算について説明を願います。

契約管財課から説明を願います。

日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 議案第77号のうち、契約管財課所管の補正につきましてご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。上から9段目からとなります。本庁出先機関ごみ収集運搬委託、期間、平成29年度、限度額1,026万円。こちらは、本庁舎のほか市内57施設で発生する一般廃棄物の回収を委託するものでございます。

次に、本庁電話交換・庁舎案内委託、期間、平成29年度、限度額1,082万5,000円。本庁舎の電話交換及び総合案内業務を委託するものでございます。

次に、旧本庁舎駐車場管理委託、期間、平成29年度、限度額62万1,000円。こちらにつきましては、現在の庁舎の部分になりますが、旧庁舎前の駐車場管理業務を委託するものでございます。

次に、公用車運行事業委託、期間、平成29年度、限度額739万3,000円。こちらは市が所有するバス3台の運行業務を委託するものでございます。

以上、4件につきまして、平成29年度当初から実施する必要がある業務であることから、平成28年度内に契約を可能とするため、債務負担行為をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 本庁の電話交換手は何名を予定しているのか。

それから、庁舎案内委託というのは、具体的にどういう業務なのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） 電話交換業務に関しましては、2名を予定してございます。

また、案内につきましては、1名を予定しており、現在も庁舎案内おりますが、同じような業務でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、3名で1,082万5,000円の人件費ということで理解してよろしいですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 日向課長。

○契約管財課長（日向裕次君） お答えします。

人件費と考えていただいて結構でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

次に、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、総務部関城支所所管の補正予算について説明を願います。

関城支所から説明を願います。

箱守関城支所長。

○関城支所長（箱守茂男君） 関城支所長の箱守です。どうぞよろしく申し上げます。それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」の関城支所所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、20、21ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節11需用費、関城支所施設営繕事業の修繕費として573万6,000円の増額補正をお願いするものがございます。573万6,000円の内訳でございますが、関城支所庁舎屋内消火栓ポンプ制御盤交換工事並びに関城支所空調設備遠隔装置改修工事の2件でございます。事業の詳細でございますが、関城支所庁舎屋内消火栓ポンプ制御盤交換工事につきましては、昨年の庁舎消防設備保守点検の結果に基づきまして、現在故障しております消防ポンプユニットの制御盤を修繕するために、当初150万円の予算を計上しておりましたが、その後火災報知器及び既存の警備システムと連動する部分も故障しているということで、それらの連動部分までの含めた工事を行い、火災の発生時の被害を最小限に食いとめるために、55万2,000円の増額補正をお願いいたしまして、工事費を205万2,000円とするものです。

次に、関城支所空調設備遠隔装置改修工事につきましては、本年9月のイベント時の雷雨が原因と思われる漏電により、空調設備の遠隔装置が故障したため、現在手動で対応しているところでございます。また、その後、施設の一部の暖房も故障し、機能していない状況になっております。これらを遠隔操作ができるよう修繕し、故障している暖房を機能させるために518万4,000円の補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入れかえを願います。

暫時休憩いたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

休 憩 午前10時45分

---

再 開 午前10時55分

○委員長（榎戸甲子夫君） では、会議を再開いたします。

次に、企画部の所管の審査に入ります。

それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、企画部所管の補正予算について説明を願います。

財政課から説明を願います。

海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 財政課、海老澤です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第77号、財政課所管の補正予算について説明いたします。18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入でございます。款の20、項の1、目の1、繰越金につきまして、今回の補正予算に伴う財源調整のため、3億2,083万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款の2総務費、項の1総務管理費、目の3財政管理費、説明欄、新公会計制度基準財務諸表等作成事業につきまして委託料100万円を増額補正するものでございます。新公会計制度基準財務諸表等作成事業につきましては、総務省から財務書類の作成を全ての地方公共団体において平成29年度末までに作成するよう求められておまして、平成28年度の決算から作成することとなるため、開始貸借対照表等の作成に向け、専門家の助言を得るために作成支援委託料を計上したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

では、ここで執行部の入れかえを願います。

〔企画部退室。税務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、次に税務部の所管について審査に入ります。

それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、税務部所管の補正予算について説明を願います。

それでは、収税課から説明を願います。

まず、金田収税課長。

○収税課長（金田昌明君） よろしく願います。着座にて説明させていただきます。議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、収税課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正2件の追加でございます。本件は平成29年4月1日から執行を要するため、平成28年度内に契約を行う必要から、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

初めに、議案書7ページの下から9行目、市税コンビニ収納委託でございます。期間は平成29年度、限度額は412万5,000円でございます。市税コンビニ収納委託につきましては、市税を365日24時間、全国のコンビニで納付可能とすることで、納税者の利便性向上及び市税収納の確保を目的とし、コンビニでの市税の収納を委託するものでございます。

続きまして、同じく7ページの下から8行目、市税公金収納情報データ化委託でございます。期間は平成29年度、限度額467万9,000円でございます。市税公金収納情報データ化委託につきましては、金融機関、市役所等で納付された市税の情報を迅速かつ正確に把握することで市民サービスの向上を図ることを目的とし、市税の領収済み通知書のデータ読み取り及び消し込みデータ作成を委託するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） コンビニ収納は24時間営業しているコンビニは全店ですか。

○収税課長（金田昌明君） コンビニ収納につきましては、28年4月1日現在で、全国で6万1,600、筑西市内で見ますと53店舗でございます。このコンビニのほうで24時間といたしますか、時間は若干、午後11時30分までとか、完全に24時間ではないのですけれども、ほぼ24時間、ただいま申し上げました全国、あとは筑西市内のコンビニどこからでも納付は可能でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

では、執行部の入れかえを願います。ご苦労さまでした。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、次に市民環境部の所管の審査に入ります。どうぞお座りください。

それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について説明を願います。

須藤環境課長。

○環境課長（須藤昌則君） 環境課、須藤でございます。よろしく申し上げます。議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、環境課所管の補正予算につきましてご説明をいたします。

環境課所管の補正予算につきましては、債務負担行為補正でございます。8ページをお開き願います。環境課所管につきましては、下から4行目、公共用水域等水質分析委託から9ページ第1行目、資源ごみ収集運搬委託でございます。

初めに、公共用水域等水質分析委託、限度額328万円についてご説明いたします。この事業につきましては、水質汚濁防法第15条の規定に基づき、五行川、大谷川の公共用水域の常時監視と市内9河川の公共用水域の水質調査を実施いたしまして、水質汚濁の状況を把握するための委託経費でございます。

次に、道路側溝清掃委託、限度額3,000万円についてご説明いたします。自治会から道路側溝清掃の要望を受けまして、清掃に伴い発生しました汚泥の収集運搬と処分するための委託経費でございます。

次に、一般ごみ収集運搬委託、限度額1億3,128万8,000円につきましては、家庭から集積所に出されまして一般ごみを収集して、環境センターに運搬するための委託経費でございます。

次に、粗大ごみ戸別収集運搬委託、限度額84万3,000円につきましてご説明いたします。集積所に出せない粗大ごみを市民からの申請を受けまして、戸別に収集して運搬するための委託経費でございます。

次に、資源ごみ収集運搬委託、限度額8,339万9,000円につきましては、家庭からリサイクルステーションに出されました資源ごみを収集して、指定の買い取り業者に運搬するための委託経費でございます。

以上5つが環境課所管の項目でございます。いずれの委託業務につきましても、継続して行う業務であり、市民生活に支障を来すことのないよう新年度当初から委託業務を行うため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 下から3行目の道路側溝清掃委託について1点だけちょっとお伺いしたいと思うのですが、これは3,000万円ということで、前年度の状況を教えていただきたいのですが。不用になってしまうのか、それともこの3,000万円では足らなくて、補正をかけていくような状況にあるのか。細かい数字はいいので、どういう状況なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 須藤環境課長。

○環境課長（須藤昌則君） ご説明いたします。

平成27年度の実績でございますけれども、実施要望として68件処理をしてございます。距離にいたしまして約7,600メートル、汚泥の処理といたしまして579トン処理をしてございます。委託料の支払いでございますけれども、2,323万9,408円、3,000万円の予算の中で約680万円ほど不用額が出ております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について

各部の説明、質疑を終了いたしました。

これより議案第77号の採決をいたします。議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔市民環境部退室。中核病院整備部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 次に、中核病院整備部の所管の審査に入ります。

議案第76号「筑西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

中核病院整備課から説明を願います。

増田中核病院整備課長。

○中核病院整備課長（増田 茂君） 中核病院整備課の増田と申します。よろしく願いいたします。それでは、議案第76号「筑西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、医療法に基づく新中核病院の開設許可申請に伴い、新中核病院が予定します診療科目及び病床数と、この筑西市病院事業の設置等に関する条例に規定する診療科目及び病床数の整合性を図るためのものがございます。

内容につきましては、第2条第2項の診療科目に第15号として「救急科」を加え、同条第3項の病床数を「173床」から「250床」に改めるものがございます。

ご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 5月1日付のピープルにも、いわゆる市内に新中核病院の診療科目9科が公表されました。それで、診療科目というのは、常勤医師を配置する診療科目と言われております。何となくわかるのですが、いわゆる一般論的に言いますと、病院で救急科というのは余り聞きなれない診療科だと思います。それで、確認をしたいのは、救急科専門医が、それでは24時間365日体制で新中核病院には常駐をするのかどうか、まずお伺いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田中核病院整備課長。

○中核病院整備課長（増田 茂君） 仁平委員さんのご質疑にご答弁いたします。

新中核病院の救急科でございますが、24時間医師が常駐するのかがございますが、救急科につきましては、診療チームを編成いたしまして、各科の先生方に対応していただく予定でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それでは、救急科の定義についてお教え願いたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田中核病院整備課長。

○中核病院整備課長（増田 茂君） 救急科につきましては、救急の患者さんが救急科に当然搬送されま



す。その際に、診療科目を問わない状態、例えばやけどですとかけがですとか外傷等、あらゆるところについて当初診察をしまして、その後、各診療科に診察をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員（仁平正巳君）　ちなみに、救急科専門医とは、2年間の初期臨床研修を修了した後、日本救急医学会の定めるカリキュラムに従い3年以上の実務専門研修をおさめ、資格試験に合格した医師を救急科専門医師というのですが、これは全国に現在4,302名いらっしゃいます。ちなみに茨城県では58名いらっしゃるのですが、実は運がいいことに、水谷太郎先生も入っていらっしゃいます。しかし、この救急科は、先ほど定義をおっしゃられましたけれども、全ての救急疾患、つまり外傷の診療を行う、救急疾患と外傷、病気、けが、やけど、中毒、あらゆる急病の方を診療科に関係なく診療して、特に重症な場合には救急救命を行って、集中治療を行うことを専門とすると。さらに、病気やけが等の種類、治療の経過に応じて適切な診療科に連携でき、いわゆる仕分けの知識の能力が必要であると言われているのです。

新中核病院の場合は、先ほどから言われているとおり、24時間体制365日ですから、この専門医がいないと、何か先ほどの説明では内科、外科の先生がみんなして診るというふうに説明されておりますけれども、では先生はみんなでどなたが責任をとるのか、それわからないし、何の病気か何の中毒かが、どういう種類の疾患なのかが仕分けができる先生がいないと、診療科としては私は安易に救急科という名前を挙げるのは非常にまずいのではないかと。しかもファーストエイドナースという専門の看護師も必要なのです。これは医師にかわって治療を行う前に、既に看護師が、男性、女性問わず、いわゆるナースと言われておりますけれども、それまでの処置をしなければならないというふうに定められているのですけれども、そういうことを納得した上で救急科という科目を挙げたのかどうか、もう1度説明をお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君）　板谷中核病院整備部長。

○中核病院整備部長（板谷 徹君）　救急科に関しましてご説明申し上げます。

今現在、水谷医療監が中心になって医師の確保に当たっているわけでございますけれども、開院当初は3名から4名を救急科のほうの専属医師として迎え入れたいというふうなお話でございます。ただ、3名か4名で24時間365日救急科を運営するのは大変難しいということはわかってございますので、先ほど増田課長からありましたように、中堅医師を中心に若手医師で構成されるチームを編成して行って、ほかの診療科の、一緒になって入ってくる疾病、それから外傷等に対応するというところでございます。

それから、救急科の概念といたしまして、議会でもお話しいたしましたけれども、役割としては5つございまして、救急科でございますから、まずは救急患者の診療をするということです。

それから、2つ目といたしまして、先ほどファーストエイドナースというお話もありましたけれども、トリアージ機能といいまして、重症者を診断、評価しまして、重症度に応じた診療を進めるということと、2次救急で対応できないものについては、3次救急医療機関に診療をお願いすると。これにつきましても、自治医大、筑波大のほうと協定を結んでいくというような方向で今進めているところでございます。

それから、3つ目といたしまして、地域の診療所と連携をするということで、2次救急医療までを完結するというところでございます。診療所のほうでは1次救急のほうに当たっていただくということでございます。

4つ目が災害拠点病院としての機能を調整して統括すると。救急科のほうで調整をしていくということでございます。救急医を派遣したり、災害拠点病院としての災害時に救急科が中心になって行うものでございます。

5つ目は、先ほど言いましたように、休日や時間外など、病院内の救急に関する対応について調整することとございますけれども、ほかの診療科の先生と一緒にチームを構成することとございます。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ですから、専門医ではなくてチームで対応すると言われましたけれども、それでは、そのチームの中で心臓疾患、脳疾患で運ばれる患者が非常にこの地域は多くなる見込みですよね。その場合に、そのチームで本当に対応できるのかどうか、もう1度お願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 板谷中核病院整備部長。

○中核病院整備部長（板谷 徹君） まず、先ほどのチームということですが、救急科の専門として3名から4名を今見込んでいるところでして、その先生方を中心にしてチームを編成していくということになります。そのチームの編成の仕方につきましては、済みません、今検討しているところでございますので。

それから、脳疾患、心疾患につきましても、外科的なものが必要なものと、内科的で済むものもございませぬ。そういったものをこの救急科のところで診断をして、3次救急に回したり、それから中核病院の中で対応していくということをやっていくわけでございます。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、運よく専門医が3名あるいは4名確保できたとしますと、この中核病院は救急科専門医指定病院になるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 板谷中核病院整備部長。

○中核病院整備部長（板谷 徹君） その点につきましては、まだ検討中でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ちなみに、茨城県では救急科専門医指定病院というのは幾つあるかご存じですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田中核病院整備課長。

○中核病院整備課長（増田 茂君） 県内には14施設ほど病院がございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 私の調べでは9病院なのです。ことしの6月30日現在。ちょっと間違っていたら済みません。私、言ってみますね。筑波大学附属病院、水戸医療センター、筑波メディカルセンター、土浦協同病院、県立中央病院、水戸済生会総合病院、日立総合病院、水戸協同病院、なめがた地域総合病院と。そのほかありますか、14というと。

○委員長（榎戸甲子夫君） 板谷中核病院整備部長。

○中核病院整備部長（板谷 徹君） 先ほど増田課長が申しあげましたのは、救急科という診療科を持っている病院の茨城県内の数が14ということでございます。

○委員（仁平正巳君） 大体わかりましたけれども、本当に救急科が一番大切だと思うのです。前に一般質問で申しあげましたけれども、この地域で一番求められている心臓疾患、脳疾患について、内科、外科、救急科で対応するというような公表をされていますけれども、市民は誤解をしているのです。我々も誤解していると思うのです。なぜかという、繰り返しになりますけれども、心臓内科とか心臓外科とか循環器科とか、そういう専門的な新中核病院ができるのかなと市民は思っていますし、また水谷、梶井先生の説明ですと、我々の認識とは全く180度違う。この地域は非常に医療環境に恵まれた地域であるというような、まあ、何だかまるっきり違う説明されましたよね。なぜ恵まれているかという、30分以内に3次救急医療の病院に運ぶことができる。しかし、現実には自治医科大学附属病院も筑波大学附属病院も、もう連れてくるのをやめてくれと、そういうのが現実なのです。あの2人の医療監はどういう認識で言っているのか、市民に説明しているのかわかりませんが、エース級を連れてくると言われてはいますが、先ほど冒頭にも言いましたとおりに、茨城県に58名しか救急科の専門医がいない。日本人で海外を含めて4,302名ですよ。そのぐらい難しい救急科なのに、安易に救急科とうたっておいて、今度はほとんど仕分けができないで、そちらへ回すと、3次医療に。まあ、全く時間の無駄で、命の危険は今よりも逆に危険性は増すという私は認識なのですが、それに対する考え方というか、最後をお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 板谷中核病院整備部長。

○中核病院整備部長（板谷 徹君） 先ほど仁平委員さんからありましたように、筑波大学附属病院、自治医科大学附属病院のほうももう患者を送ってこないよというふうなお話があるかと思いますが、それは2次救急で対応するような、例えば虫垂炎ですとか急性腹症、そういったものについても全てが3次の医療機関に行っているということで、3次救急としての機能が果たせないということによるものだと思います。今回新中核病院につきましては、2次救急医療までを完結するというのを挙げておりますので、本来2次救急の中でできるものについては、それは中核病院のほうでやっていくと。それから、輪番制で2次救急でございますので、そこと連携しながら、2次救急までは対応していくと。それまでの患者さんを3次救急に行かせないということによって、3次救急の医療の機能が果たせるようになってくれば、新中核病院のほうで3次のほうの必要な心疾患、脳疾患の患者がいた場合には、すぐに送って対応していただけるという形になるというのが今現在の連携の考え方でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第76号の採決をいたします。

議案第76号「筑西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務企画委員会の審査を終了します。

執行部は退席を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時24分